

### 【アメリカ】グローバル・マグニツキー法の恒久化

2016年12月23日制定のグローバル・マグニツキー人権責任法 (Subtitle F of Title XII of National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2017, P.L.114-328; 22 U.S.C. §§ 10101et seq. 以下「グローバル・マグニツキー法」) は、人権侵害や汚職に関与していると判断される外国人・組織に対して、米国への入国禁止や米国内の資産凍結等を行う権限を大統領に与えている、いわゆる人権侵害制裁法である。2022年4月8日、対ロシア最恵国待遇の停止等に関する法律 (P.L.117-110) が制定されたが (本誌 No.292-1, 2022.7, pp.2-3 参照)、この法律 (第6条) にはグローバル・マグニツキー法の再授權 (reauthorization) についても規定されている。グローバル・マグニツキー法の授權期間は法制定から6年後の2022年12月までであったが (同法第1265条)、今回の再授權で第1265条が廃止され、同法は恒久化された。

なお、下院に提出・可決された当初の法案 (H.R.7108) にはグローバル・マグニツキー法が規定する制裁対象範囲について、従来の「国際的に認められた人権の重大な侵害行為 (gross violations of internationally recognized human rights)」 (同法第1263条) に責任を有する者から、2017年12月20日の大統領令「深刻な人権侵害行為又は腐敗行為に関与する者の資産の凍結」と同様の表現を用いて、「深刻な人権侵害行為 (serious human rights abuse)」に責任を有する、加担する又は従事する者に変更する等の規定も置かれていた。しかし、これらの規定は上院で修正・削除され、成立した法律には含まれていない。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ110/PLAW-117publ110.pdf>

### 【アメリカ】量子情報科学技術に係る大統領令と国家安全保障覚書

2018年、量子情報科学技術分野において米国が持続的なリーダーシップを確保することを目的とする国家量子イニシアチブ法 (P.L.115-368) が制定された (本誌 No.282, 2019.12, pp.23-43 参照)。2022年5月4日、国家量子イニシアチブプログラム (同法101条) 等に資するためバイデン (Joe Biden) 大統領は、大統領及び国家科学技術会議の関係小委員会に助言する国家量子イニシアチブ諮問委員会 (同104条) を強化する大統領令第14073号に署名した。同諮問委員会の委員任命者、答申先等を連邦エネルギー長官としていた2019年の大統領令第13885号が廃止され、同諮問委員会はホワイトハウスの下に直接置かれることになった。

バイデン大統領は同日、脆弱な暗号システムに対するリスク軽減を図るとともに量子コンピューティングにおける米国のリーダーシップを促進するための国家安全保障覚書 (NSM10) にも署名した。公開鍵暗号の解読能力を有する量子コンピュータが安全保障上の重大な脅威となり得るとして (第1条)、政府・社会全体にわたる戦略的取組を進め、量子情報科学による経済・科学上の利益を享受するとともに、量子コンピュータに解読されない「耐量子暗号」による安全保障強化を図るとしている (第2条)。そして、2024年までの第一次公開を目途に米国標準技術研究所と国家安全保障局各々が耐量子暗号の技術標準を開発中であり、2035年を目途に可能な限りリスク軽減を図るとして、民間セクターとの協力体制、各省庁の現行の脆弱なITシステムの棚卸しと耐量子暗号への移行に係る工程等が示された (第3条)。また、量子技術等を盗用から保護するため、関係省庁は包括的技術保護計画を策定する等としている (第4条)。

海外立法情報調査室・ローラー ミカ

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-05-09/pdf/2022-10076.pdf>

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/DCPD-202200355/pdf/DCPD-202200355.pdf>

**【アメリカ】FASTER 法（食物アレルギーの安全性、治療、教育及び研究に関する法律）の制定**

2021年4月23日、米国で「2021年FASTER法（Food Allergy Safety, Treatment, Education, and Research Act of 2021, P.L.117-11.）」全3か条が制定・施行された。この法律により、米国連邦食品・医薬品・化粧品法（FDC法）の一部改正が行われ、米国で9番目の食品アレルギー原因物質にゴマが追加された。2023年1月1日から流通するゴマ含有食品に適用され、製造業者は、同日以降、ゴマ由来の物質を含む食品には、ラベルの原材料欄にゴマを表示することが義務となる。

連邦保健社会福祉省長官は、本法の制定日から18か月以内に、連邦議会上院保健・教育・労働・年金委員会及び下院エネルギー・商業委員会に次の事項を内容とする報告書を提出しなければならない（第3条(a)）。①特定の食品や成分に対する食物アレルギーの発生率及び食物アレルギーの重症度に関する監視及びデータの収集、②効果的な食物アレルギー診断法の開発、③食物アレルギーの発症予防、④食物アレルギーとの共存に関するリスクの低減、⑤食物アレルギーの予防・治療等の開発に対する連邦の取組状況。上記①～⑤の項目に関する活動を拡大強化するための具体的な勧告・戦略。同省長官は、この報告書を、同省のウェブサイトで公開する（第3条(b)）。

海外立法情報調査室・伊藤 信博

・ <https://www.congress.gov/117/plaws/publ11/PLAW-117publ11.pdf>

・ <https://www.foodsafety.gov/blog/food-allergy-safety-treatment-education-and-research-act-2021>

**【アメリカ】2018年ファースト・ステップ法（FSA）に基づくGCT善時制に関する施行規則**

刑事司法制度改革に関する2018年ファースト・ステップ法（First Step Act of 2018, P.L.115-391. 以下「FSA」、本誌 No.279-1, 2019.4, p.9 参照）は、FSA 善時制（善時制とは、拘禁受刑者の拘禁施設内での勤勉と善行の保持に基づき、服役期間の短縮、仮釈放等を認める制度をいう。）を新設するとともに（本誌 No.291-2, 2022.5, p.28 参照）、1995年刑務所訴訟改革法（Prison Litigation Reform Act of 1995, P.L.104-134）に基づき、1997年から行われているGCT（Good Conduct Time）善時制を改正した。これにより、連邦受刑者につき、従来は1年の「服役」ごとに54日以下のGCT 善時日数（以下「善時日数」）を付与すると判例で解釈されていたところ、今回、FSA の規定により、裁判所が科す1年の「量刑」ごとに54日以下の善時日数を付与することが明確化された（18 U.S.C. § 3624(b)(1)）。

連邦行刑局（以下「同局」）の計算式によれば、従来は法定の54日以下の善時日数を得る受刑者が、実際に得られる善時日数は47日以下であった。今回のFSAの規定による「服役」から「量刑」への改正で、法定の善時日数と実際に得られる善時日数が合致し、いずれも54日以下となった。

これを施行する連邦最終規則が2022年2月11日に制定され、今回の法改正を受けた同局による再計算を、2019年7月19日（FSAの規定に基づき、司法省が「リスクとニーズに基づく評価制度」を公表した日）に遡って適用する規定が設けられた（87 Fed. Reg. 7938, 28 C.F.R. § 523.20）。

ただし、1987年11月1日より前の犯罪による受刑者又は1年以下の拘禁刑若しくは終身刑に処せられる受刑者は、そもそもこの制度の対象とされない。また、退去強制等の最終命令を受ける外国人は、善時日数を取得する条件として、識字プログラムへの参加を求められない。

規則の主な規定は、次のとおりである。①1987年11月1日以後の犯罪の受刑者のために、a) 同局は、裁判所により科された1年の量刑ごとに、54日以下の善時日数を付与する。同局は、受刑者に科された量刑に従い、付与可能な最大限の善時日数を計算することにより、釈放予定日を判断する。この予定日は、受刑者が刑に服する間に変動する。b) 同局は、受刑者に対する量刑の最後の年には、残りの量刑の長さに比例して配分された（prorated）善時日数を付与する。c) 受刑者は、宣告の周年日（anniversary date. 量刑の宣告を受けた日付の後の年の同じ日付の日）ごとに、54日以下の善時日数を取得する。d) 受刑者が釈放予定日に到達した場合に、量刑が履行され、及び釈放の資格を得る。②1987年11月1日以後、1994年9月13日より前の犯罪につき量刑に服する受刑者に付与された善時日数は、撤回されてはならない。③1994年9月13日以後、1996年4月26日より前の犯罪の受刑者は、高校卒業資格等を取得し、又は取得に向けて相当に努力する場合に、毎年全ての善時日数を付与される。④1996年4月26日以後の犯罪の受刑者は、高校卒業資格等を取得し、若しくは取得に向けて相当に努力する場合に、周年日に、1年の量刑ごとに54日以下の善時日数を付与され、又はこれらの要件を満たさない場合には、周年日に、1年の量刑ごとに42日以下の善時日数を付与される。

海外立法情報課・中川 かおり

• <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2022-02-11/pdf/2022-02876.pdf>

**【EU】ウクライナ支援に関する決定—欧州平和ファシリティによる財政支援—**

2022年2月24日のロシアのウクライナ侵攻を受け、同月28日、ウクライナを支援する2つのEU理事会決定（Council Decision (CFSP) 2022/338. 全9か条及び Council Decision (CFSP) 2022/339. 全9か条）が制定され、同日施行された。支援の資金は、欧州平和ファシリティ（European Peace Facility. 各国拠出によるEUの軍事的活動のための予算枠組みで、2021年から2027年までに計50億ユーロ（1ユーロは約136円）が計上されている。）から拠出される。これらの決定は、いずれも、第1条：制定、目的、範囲及び期間、第2条：財政上の取決め、第3条：受益者（ウクライナ）との取決め、第4条：実施、第5条：加盟国による支援、第6条：監視、管理及び評価、第7条：報告、第8条：停止及び終了、第9条：施行日で構成される。主な規定として、施行日から24か月の間に、前者の決定では殺傷力を持つ軍事機器の提供を目的に4億5千万ユーロを支援すること、後者の決定では防護品、燃料等の装備・物資の提供を目的に5千万ユーロを支援することを定める。その後、3度の改正（同年3月23日、同年4月13日及び同年5月23日）を経て、24か月と規定していた支援期間を60か月に延長するとともに、前者の決定は18億4千ユーロ、後者の決定は1億6千ユーロに増額し、計20億ユーロを支援することとなった。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/dec/2022/338/oj>・ <http://data.europa.eu/eli/dec/2022/339/oj>**【EU】緊急事態下の医薬品・医療機器管理に係る欧州医薬品庁機能強化規則**

2022年1月25日、EUの医薬品規制当局である欧州医薬品庁（European Medicines Agency: EMA）の機能を強化する規則（Regulation(EU)2022/123. 全5章38か条）が制定された。同規則の多くの条項が2022年3月1日に施行され、第21条～第29条のみ2023年2月2日に施行される。同規則の目的は、コロナ禍における医薬品・医療機器不足を教訓として、公衆衛生上の緊急事態下での同様の課題に対処することである。2020年11月に、EUの保健安全保障枠組みである欧州保健連合（European Health Union）の構築が公表された際にも、具体的な施策の一つとしてEMA強化が掲げられていた。

規則は、第1章：通則（第1条、第2条）、第2章：重要な医薬品不足の監視・緩和及び重大事態の管理（第3条～第14条）、第3章：公衆衛生上の緊急事態に対処する可能性を持つ医薬品（第15条～第20条）、第4章：重要な医療機器不足の監視・緩和及び専門委員会の支援（第21条～第30条）、第5章：最終規定（第31条～第38条）で構成される。

主な規定は次のとおりである。EMA内に、EMA、欧州委員会及び各加盟国の代表者各1名から成る、医薬品の供給不足と安全性に関する運営グループ（MSSG）を設置する（第3条）。MSSGは、医薬品が不足しないようその需要及び供給を監視しなければならない（第7条）。医薬品不足の予防・監視・報告を行うためのプラットフォームである欧州不足監視プラットフォームを構築する（第13条）。医薬品に関する助言提供を行う緊急対策本部を設置する（第15条）。EMA内に、EMA、欧州委員会及び各加盟国の代表者各1名から成る、医療機器の不足に関する運営グループ（MDSSG）を設置する（第21条）。MDSSGは、医療機器が不足しないようその需要及び供給を監視しなければならない（第23条）。

海外立法情報課・田村 祐子

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2022/123/oj>

### 【イギリス】2022年教育（学校におけるキャリア・ガイダンス）法

2022年3月31日、2022年教育（学校におけるキャリア・ガイダンス）法（Education (Careers Guidance in Schools) Act 2022 c.13）が制定された。同法は、全3か条から成り、主に1997年教育法（Education Act 1997 c.44）第42A条を改正する。この法律は、イングランド及びウェールズに適用され、一部を除き、主務大臣が規則によって指定する日に施行される（9月1日に施行予定）。

イギリスの中等教育は、7年生から13年生まで（通常11歳から18歳まで）の7年間である。1997年教育法第42A条は、学校がキャリア・ガイダンスを行う義務を規定しており、キャリア・ガイダンスの対象を、イングランドの公立学校、特別支援学校、特別指導施設（退学等により、通常の学校での学習が困難な者のための代替学校）において、クラス内の生徒の過半数が13歳に達する年度から18歳に達する学年が終了するまでの期間（通常、8年生から13年生まで）としていた。

2022年教育（学校におけるキャリア・ガイダンス）法は、対象とする学校の種類と学年を拡大し、学校の種類としてアカデミー（公営独立学校。国から補助金を得て自律的に運営される教育機関。本誌 No.274, 2017.12, p.3 参照）を追加し、学年は中等教育の全てとした。この法律により、国から補助金を得ている（state-funded）全ての中等教育機関の生徒は、中等教育期間を通して、キャリア・ガイダンスを受ける権利が保証される。

海外立法情報調査室・上綱 秀治

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/13/contents/enacted>
- [https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/13/pdfs/ukpgaen\\_20220013\\_en.pdf](https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/13/pdfs/ukpgaen_20220013_en.pdf)

### 【イギリス】1992年社会保障管理法の特例法の制定

2021年11月17日、1992年社会保障管理法（Social Security Administration Act 1992 c.5. 以下「1992年法」）の第150A条について、2022-23課税年度に限定した特例を定める2021年社会保障（給付改定）法（Social Security (Up-rating of Benefits) Act 2021 c.32. 以下「本法」）が制定された。

1992年法第150A条は、基礎年金など同条で定める給付及び年金の価値が平均賃金の水準と比較して維持されていない場合、毎課税年度、国務大臣はそれらの額を少なくとも平均賃金の上昇率と同水準で引き上げなければならないとしている。この平均賃金は、5-7月の平均週給（Average Weekly Earnings. 以下「AWE」）を基に判断されている。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う2020年の賃金下落への反動や労働市場の例年とは異なる状態により、2021年5-7月のAWE暫定値による賃金の上昇率は8.3%の高水準となっていた。このため、平均賃金の上昇率を基準とすると、2022-23課税年度は1992年法第150A条で定める給付及び年金への支出が大幅に膨らむおそれがある。

そこで、本法の制定により、1992年法第150A条の適用について、2022-23課税年度に限定した特例を定めることとした。本法は全2条から成り、第1条はこれらの給付及び年金について一般物価水準（general level of prices）を判断基準とし、引上げ幅を物価上昇率と2.5%のいずれか高い方にすると定める。また第2条は、本法の適用領域がイングランド、ウェールズ及びスコットランドに限定されること、法案が成立した日から施行することなどを定める。

国会レファレンス課・辻 慎太郎

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/32/contents/enacted>
- <https://bills.parliament.uk/publications/42781/documents/695>

**【フランス】図書館及び公読書の発展に関する法律**

フランスでは、近年、地方公共団体が設置する公立図書館（以下「地方図書館」）に割り当てられる予算の増額や文化省主催の「読書の夕べ (Nuit de la lecture)」の開催、図書館及び公読書 (lecture publique. 市民の読書の機会保障を国や自治体の責務として位置付けるフランス行政独自の概念) に関する取組の強化が行われている。一方、地方図書館の定義等は、文化遺産法典に定められていなかった。そこで、同法典に地方図書館に関する規定を追加することで、これらの取組の法的枠組みを強化するために、2021年12月21日、全2節13か条から成る「図書館及び公読書の発展に関する法律第2021-1717号」が成立し、翌22日に公布され、一部を除いて同月23日に施行された。

第1節は図書館に関する規定で、同法典に、地方図書館の役割と使命に関する規定を追加する。主な内容は、次のとおりである。地方図書館は、全ての者の文化、情報、教育、研究、知識及びレジャーへの平等なアクセスの保証並びに読書の発展への貢献を使命とし、そのために、コレクションの保存及び継承、その上でのサービス実施並びにフランス語及び地域言語から成る「言語遺産」(本誌 No.288-2, 2021.8, p.42 参照)の普及を行う(本法律第1条、同法典 L.第310-1A条)。コミューン(市町村)立図書館の利用は自由で、無償である(本法律第2条及び第3条、同法典 L.第320-3条及び同 L.第320-4条)。地方図書館のコレクションは、多角的で、多様でなければならない(本法律第5条、同法典 L.第310-4条)。

第2節は、公読書の発展について定める。第9条は、同法典 L.第330-1条を改正し、県による県立図書館の廃止を禁ずる。第10条は、同法典 L.第330-2条を新設し、県立図書館が他の地方図書館を援助又は支援すべきことを定める。第12条は、地方公共団体一般法典 L.第5211-63条を新設し、コミューン間協力公施設法人 (établissement public de coopération intercommunale. コミューン間協力の様々な法律上の組織の総称) が公読書の発展に関する計画を作成し、実行する権限を定める(2023年1月1日施行)。第13条は、公法人財産一般法典 L.第3212-4条を新設し、国立図書館又は地方図書館が、使用していない自館の資料を非営利組織に無償譲渡できることを定める。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000044537514>

**【ドイツ】連邦議会副議長選挙に関する連邦憲法裁判所の決定**

1994年の連邦議会規則の改正以降、連邦議会の各会派には、最低1人副議長職が割り当てられることになっているが（第2条第1項第2文）、第19選挙期（2017年～2021年）以降、連邦議会に議席を有し、会派を形成している「ドイツのための選択肢」については、これまで副議長職が割り当てられることがなかった。副議長の選出には、連邦議会議員の過半数の賛成が必要であり、1994年以降、連邦議会の多数派は、副議長選挙における投票の際、少数会派出身の副議長の選出に協力してきたが、「ドイツのための選択肢」については、こうした慣例に従わなかった。

これを受け、連邦議会の会派「ドイツのための選択肢」は、他会派が自らの会派の推薦する候補者を副議長として選出しないことは、議会の意思形成への平等な関与に対する権利（連邦議会議員は全国民の代表であり、命令に拘束されないと規定する基本法（憲法）第38条第1項第2文から導き出される権利）及び連邦議会規則の公正かつ誠実な適用を求める権利を侵害するものであるとして、連邦憲法裁判所に機関争訟（連邦の最高機関等（今回の場合は連邦議会の会派）の権利・義務の範囲に関する訴訟）の申立てを行った。これに対し、連邦憲法裁判所は、2022年3月22日の決定（Beschluss）において、主に次のような理由で申立者（会派「ドイツのための選択肢」）の主張を退けた。

①基本法第40条は、連邦議会による副議長の選挙について規定しているが、この規定により副議長職を獲得する権利が会派に保障されるものではない。②特定の候補者が選挙されるように義務付けることは、選挙の原則に合致しない。③連邦議会規則第2条第1項は、確かに各会派に最低1人副議長職を割り当てると規定しているが、これは選挙という原則から離れた絶対的な規定ではない。④申立者が擁立した候補者について自由な選挙の枠組みにおいて投票するという他会派の行為は、連邦議会規則の合憲的な解釈の範囲内にある。

この決定後も、「ドイツのための選択肢」は、連邦議会において、繰り返し自会派からの副議長の選出を求めたが、いずれも過半数の賛成票を得ることができなかった（2022年4月7日、5月19日及び6月23日）。

海外立法情報課・山岡 規雄

- ・ <https://www.tagesschau.de/inland/innenpolitik/afd-klage-vizepraesident-bundestag-103.html>
- ・ <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2022/bvg22-026.html>
- ・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw14-de-wahlen-zu-gremien-884882>
- ・ <https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2022/kw25-de-wahl-bundestagsvize-897806>



**【ドイツ】民営住宅の収用に関するベルリン市の住民投票**

2021年9月26日、ベルリン市で、大手不動産会社が所有する住宅を公営化することの是非に関する住民投票が行われた。提案者によれば、安価な住宅の長期的な提供のためには、公営化しか手段がないというのがその理由であり、具体的には、ベルリン市において、3,000を超える住宅（Wohnung）を所有する企業を公営化の対象とし、これらの企業が有する住宅を共有財産とし、新たに設置する公法上の営造物（私法上では財団に相当する行政施設）により運営するという提案であった。投票結果は、賛成 59.1%、反対 40.9%であった（投票率 73.5%）。住民投票の結果に法的拘束力はないが、住民の意思を尊重し、2022年3月29日、ベルリン市政府（Senat von Berlin）は、住民投票の結果の具体化の可能性、方法及び要件を審査するための専門家委員会を設置した。専門家委員会は、ドイブラー＝グメリン（Herta Däubler-Gmelin）元連邦司法大臣を長とし、その他の12名の委員（多くは学識経験者。3名は住民投票の発案団体が指名する有識者。）によって構成される。住民投票の提案者は、土地・生産手段等の「社会化（Vergesellschaftung）」に関する基本法（憲法）第15条の規定を根拠に掲げていたが、報道によれば、同第14条に規定する財産権の保障との関係の検討が、専門家委員会の第一の課題であると指摘されている。

海外立法情報課・山岡 規雄

- <https://www.berlin.de/wahlen/abstimmungen/deutsche-wohnen-und-co-enteignen/artikel.1040424.php>
- [https://www.wahlen-berlin.de/abstimmungen/VE2021/AFSPRAES/ergebnisse\\_gemeinde\\_1100.html](https://www.wahlen-berlin.de/abstimmungen/VE2021/AFSPRAES/ergebnisse_gemeinde_1100.html)
- <https://www.berlin.de/rbmskzl/aktuelles/pressemitteilungen/2022/pressemitteilung.1191202.php>
- <https://taz.de/Expertenkommission-DW-Enteignen!/5844512/>

### 【スイス】連邦裁判所裁判官の選任方法に関する国民投票

我が国の最高裁判所に相当するスイスの連邦裁判所（Bundesgericht）の裁判官は、現在、連邦議会が6年の任期で選挙している。上下両院の全ての会派の代表が参加する連邦議会の裁判所委員会が、上下両院の合同会議に候補者を提案することになっている。

これに対し、①上記のような手続では、政党に決定権があることになり、政党に所属することが裁判官の実質的な要件となっている、②また、裁判官は、任期満了後の再選のために政党の意向に配慮せざるを得ず、裁判において独立した判断を下すことができない、といった問題意識から、裁判官の選任手続の変更を提案する国民発案が提起された。

連邦参事会（政府）は、2018年4月に、この国民発案について形式面での適法性を審査し、2019年8月には、必要とされる数の署名が収集されたことを確認し、国民発案の成立を決定した。その後、内容面も含む連邦議会の審査を経て、この国民発案は、2021年11月に国民投票に付されることとなった。

この国民発案によれば、裁判官の選任をくじ引きとし、くじ引きに参加することができる候補者を独立した専門家委員会（連邦参事会が設置する。）が提案するものとされた（連邦憲法第188a条の新設）。また、裁判官に任期を設けず、通常の年金受給年齢に達した後も5年間留任することが可能とされた（連邦憲法第145条の改正）。

この国民発案に対し、連邦参事会及び連邦議会は、くじ引きという選任方法は民主的でないとし、国民に対し否決することを勧告した。

2021年11月28日に実施された国民投票の結果、投票者の賛成31.9%、反対68.1%、全州における否決という結果により、この国民発案は否決された。投票率は、64.7%であった。

海外立法情報課・山岡 規雄

- [https://www.admin.ch/dam/gov/de/Dokumentation/Abstimmungen/November2021/Abstimmungsbroschuere\\_28-11-2021\\_de.pdf.download.pdf/Abstimmungsbroschuere\\_28-11-2021\\_de.pdf](https://www.admin.ch/dam/gov/de/Dokumentation/Abstimmungen/November2021/Abstimmungsbroschuere_28-11-2021_de.pdf.download.pdf/Abstimmungsbroschuere_28-11-2021_de.pdf)
- <https://www.bk.admin.ch/ch/d/pore/va/20211128/index.html>

**【ロシア】未成年者への性犯罪厳罰化**

連邦法律「ロシア連邦刑法及び刑事訴訟法第 280 条の改正に関する法律」が、2022 年 3 月 11 日に公布され、同月 17 日に施行された。以前から未成年者（18 歳未満）の子供への性犯罪を犯した親や、教育・養育・医療従事者には厳罰が科されていたが、未成年者のレクリエーションやリハビリテーション、青少年のスポーツ・文化・芸術分野に携わる者も新たに厳罰の対象となった（ロシア連邦刑法第 63 条第 1 項を改正）。またインターネットを利用した未成年者への性的行為の強要に新たに罰則が設けられた（刑法第 133 条に第 3 項を追加）ほか、14 歳以下の未成年者への重大な犯罪（ロシア連邦刑法第 15 条第 4 項に規定された行為）の隠蔽に新たに罰則が設けられた（ロシア連邦刑法第 316 条を改正）。さらに未成年者の被害者と証人の取調べの際は、従来は 14 歳以下の未成年者が対象の場合は教育の専門家が参加することとされていたが、今回の改正で 16 歳以下まで年齢が引き上げられ、教育又は心理の専門家が必ず関与することとなった。7 歳以下の被害者と証人の取調べの場合は 30 分以上の休憩を盛り込むことや、7 歳以上の未成年者の取調べについても年齢に応じた時間の上限が規定された（刑事訴訟法第 280 条を改正）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202203060004>
- ・ <http://pravo.gov.ru/proxy/ips/?docbody&nd=102041891>

**【ロシア】扶養者死亡年金の支払制度改正**

連邦法律「連邦法律「保険年金について」の改正及び連邦法律「個別のロシア連邦法令の改正について」第 1 条の改正に関する法律」が、2022 年 5 月 6 日に公布され、同年 6 月 1 日に施行された。ロシアでは扶養者が亡くなった際、就労能力の無い被扶養者に対しては扶養者死亡年金が支払われるが、18 歳の誕生日を迎えるとこの年金は支払われなかった。今回の改正法では、基礎普通教育又は中等普通教育を受けている 18 歳以上の者について、それら教育を修了する年の年度替わり（8 月 31 日）まで年金の受給を可能とした（「保険年金について」第 10 条第 2 項の 1 に追加）。この措置は、外国の教育機関で基本教育を受けている者で、就労していない 18 歳以上の者又は就労している 18 歳以上 23 歳未満の者も対象となる（同法律同条に第 4-1 項及び第 4-2 項を追加）。

海外立法情報課・鎌倉 遊馬

- ・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/0001202205010016>

**【韓国】住民投票法の改正**

2022年4月26日、住民投票法の一部改正法（法律第18849号）が公布された。この改正では、まず、住民投票権の年齢要件を19歳以上から18歳以上に引き下げ（第5条第1項：2022.4.26施行）、住民投票の実施を請求することができる者（住民投票請求権者）の年齢要件を19歳以上から18歳以上に引き下げた（第9条第2項：2022.4.26施行）。なお、韓国では民法上の成年年齢は19歳で（民法第4条）、公職選挙法上の選挙権年齢は18歳以上（公職選挙法第15条）、国民投票法上の投票権年齢は19歳以上である（国民投票法第7条）。住民投票の請求に関する署名については、電子請求人署名簿への電子署名の方式でも行うことができることを規定し（第10条第4項：2023.4.27施行）、電子的方法による投開票に関する規定を新設した（第18条の2：2022.10.27施行）。この電子投票及び電子開票は、住民投票請求人の代表者が求める場合、地方議会が求める場合、又は自治体の長が必要であると判断する場合のいずれかの場合に実施することができ（同条第1項）、管轄選挙管理委員会は、電子投票を実施する際にも、公職選挙法第147条（投票所の設置）による投票所を設置し、運営しなければならない（同条第4項）。住民投票の投票日は、住民投票発議日から23日以上30日以内の範囲で自治体の長が管轄選挙管理委員会と協議して定めるとされていた規定を、住民投票発議日から23日以後の初めの水曜日とした（第14条：2022.4.26施行）。あわせて、住民投票発議日から投票日前日までとされていた投票運動期間が、投票日の21日前から投票日前日までとされた（第21条第1項：2022.4.26施行）。加えて、自治体の長の下に住民投票請求審議会を置く規定を新設し（第12条の2：2022.10.27施行）、天災・地変等により投票を実施することができない又はできなかった場合の投票延期又は投票日の再指定について、その手続等に関する規定が新設された（第26条第4項～同条第7項：2022.10.27施行）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_V2W2V0C1F0K5J1N2K4I1F1R1K0E0P5](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_V2W2V0C1F0K5J1N2K4I1F1R1K0E0P5)
- [https://www.mois.go.kr/fit/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR\\_000000000008&nttId=91404](https://www.mois.go.kr/fit/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=91404)

## 【韓国】軍事法院法の改正に伴う規程の制定

2021年9月24日に公布された軍事法院法一部改正法(法律第18465号:本誌No.289-2, 2021.11, pp.38-41 参照)に関連して、2022年3月8日に「軍検事及び軍司法警察官の捜査準則に関する規程(大統領令第32519号)」及び「法院が裁判権を持つ軍人等の犯罪に対する捜査手続等に関する規程(大統領令第32520号)」が制定、公布された。共に、軍事法院法一部改正法(法律第18465号)の施行と同時に、2022年7月1日に施行される。

韓国では、日本の裁判所に相当する法院の組織とは別に、特別法院として軍事裁判を扱う軍事法院が置かれてきた(大韓民国憲法第110条、軍事法院法)。2021年9月の軍事法院法一部改正(法律第18465号)では、従来の規定で高等軍事法院、普通軍事法院から成る軍事法院の区分が再編され、また、軍人等が犯した性暴力犯罪等の一部の犯罪に関する裁判権を1審から法院が持つ等の改正がなされた。

「軍検事及び軍司法警察官の捜査準則に関する規程(大統領令第32519号)」は、全4章(うち第2章は全4節)本則全41か条及び附則2か条から成る。軍検事及び軍司法警察官の人権保護責務に関する規定(第2条)を置き、捜査の際には相手の自由意思による任意捜査を原則としなければならず、強制捜査は法律の規定に従い必要な場合に最小限のみとし、捜査対象者の権益の侵害が最も少なくなる手続及び方法を選択しなければならないとする(第5条)。また、被疑者の尋問等における弁護人の参加及び助力(第8条)、被害者の保護(第10条)、捜査の開始に関する規定(第2章第2節:第11条、第12条)、任意捜査(第2章第3節:第13条~第20条)、強制捜査(第2章第4節:第21条~第37条)等の規定を置く。その他、軍司法警察官による事件の送致(第38条)及び補完捜査要求(第39条、第40条)に関して定める。

「法院が裁判権を持つ軍人等の犯罪に対する捜査手続等に関する規程(大統領令第32520号)」は、本則全14か条及び附則1文から成る。軍検事、軍司法警察官、検事及び司法警察官は、法院が裁判権を持つ犯罪の捜査、公訴提起及び公訴維持に関し協力しなければならず、必要な場合、捜査、起訴又は裁判関連資料の提供を互いに要請することができる(第3条)。国防部(部は日本の省に相当)、大検察庁(日本の最高検察庁に相当)、高位公職者犯罪捜査処、警察庁又は海洋警察庁は、法院が裁判権を持つ犯罪の捜査手続及び方法等に関して協議又は調整が必要な場合、捜査協議会の開催を要請することができる(第5条)。事件の移管に関する規定(第7条)を置き、部隊長等は、その部隊又は機関で性暴力犯罪が発生した場合、現場出入り規制又は現場保存等の措置、被害者の救助・救急措置、加害者と被害者の分離措置その他被害者のための保護措置を遅滞なく講じなければならない。軍検事又は軍司法警察官は、性暴力犯罪事件の移管過程で、被害者が性的不快感又は恐怖感を感じるようにしてはならず、被害者に追加の被害が発生しないよう、被害者を特定できる人的事項等が公開され、又は漏えいしないようにし、当該性暴力犯罪と無関係な、被害者の私生活等についての質問又は陳述がなされないようにしなければならない(第8条)。

海外立法情報課・中村 穂佳

- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241179&ancYd=20220308&ancNo=32519&efYd=20220701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>
- <https://www.law.go.kr/LSW/lsInfoP.do?lsiSeq=241181&ancYd=20220308&ancNo=32520&efYd=20220701&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>
- [https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_L2C1P0H8D2V4F1A4W0T2P5Y6N3U8O4](https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2C1P0H8D2V4F1A4W0T2P5Y6N3U8O4)

### 【中国】信訪工作条例の制定

「信訪」は、中国共産党や国の各級機関への意見表明を意味する中国独特の制度である。1990年代以降の経済発展に伴い、訴訟で解決できない不服申立てを目的とする信訪が増加し、北京に信訪者が集中する等、制度の問題点が顕著となった。習近平政権以降、法治重視の方針に基づき、信訪から法律・訴訟関係のものを分離し、行政不服審査、司法等への誘導や、信訪の繰返しを防ぐための終結認定、インターネット経由による信訪の普及等の施策が打ち出された。

信訪に関する先行法規である2005年制定の信訪条例は、国务院の行政法規であり、行政機関が規定の対象であったため、中国共産党の機関を対象とする党内法規の制定が提案されてきた。2022年1月、信訪条例の内容を盛り込み、信訪に対する党の指導を強調し、党・国の機関を対象とする信訪工作条例が、中国共産党中央政治局会議で了承され、同2月25日、同党中央委員会及び国务院の連名で公布され、同5月1日に施行された。信訪条例は同日に廃止された。

信訪工作条例は全6章50か条から成る。信訪に係る業務の原則（第5条）のほか、第2章「信訪工作の体制」で、信訪工作合同会議（第11条～第13条）等の規定を新たに加えた。第3章「信訪事項の提出及び受理」では、信訪の手段に「情報ネットワーク」を追加した（第17条）ほか、各級党委員会及び政府の信訪部門は、法律・訴訟関係の信訪の場合、政法部門（公安・検察・司法等）に転送し、告発関係の信訪の場合、規律監察機関に転送すべきこと（第22条）等を規定する。第4章「信訪事項の処理」では、信訪の類型に基づき、意見提案型（第29条）、告発型（第30条）、不服申立型（第31条）に区分し、担当機関の行うべき対応等を規定する。

海外立法情報課・湯野 基生

・ [http://www.gov.cn/zhengce/2022-04/07/content\\_5683923.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2022-04/07/content_5683923.htm)

### 【台湾】食農教育法の制定

台湾の「食農教育」は、これまでは農業体験を主とした活動が、各地方で個別に行われてきた。これに国レベルの全体方針や重点を示すため、日本の食育基本法（平成17年法律第63号）を参考に、2018年から行政院で食農教育法の草案作成が進められ、2021年5月から立法院での審議に入り、2022年5月4日に公布・施行された（総統令華総一經字第11100037911号）。

同法は全20か条から成る。全国民への食農教育（農業等への理解を育み、農漁村・環境の持続可能な発展等に対する重視と行動を促す教育過程をいう。）の推進、食・環境・農業の連動強化、農漁村・農業・環境の持続可能な発展の促進等のため、本法を制定する（第1条）。主管機関は、中央は行政院農業委員会、直轄市及び県・市は各地方政府とする（第2条）。食農教育の推進方針は、地域農業の支援、食物ロスの削減、食文化の継承・革新、食と農業の連動強化、地産地消、持続可能な農業等とする（第4条）。中央の主管機関は、食農教育政策・法規の立案、指導等を行う（第5条）。主管機関は、関係機関、有識者、団体の代表からなる食農教育推進会を年2回以上開催し、関連政策・計画の監督等を行わせなければならない（第8条）。政府機関等は、地元の農産物又はそれを主原料とした食品を優先的に採用するものとする（第11条）。主管機関等は、国民全体が、安定した価格で、安全で、栄養があり十分な食料を得られるよう努め（第9条）、地元農産物を主原料とした食品の開発、製造、販売等を行うよう関係機関等を指導する（第12条）ほか、地域コミュニティでの地元農産物普及拠点の設置等（第14条）、学校等での食農教育訓練等（第15条）に協力するものとする。

海外立法情報課・湯野 基生

・ <https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7601:15-21>

**【オーストラリア】2022年連邦議会総選挙結果—9年ぶりの政権交代—**

2022年5月21日、連邦議会総選挙（下院議員定数151名）が実施された。選挙結果は、与党・保守連合（自由党・国民党）が19議席減らし58議席、野党・労働党が9議席増やし77議席獲得して単独過半数となり、9年ぶりの政権交代が実現した。

今回の選挙で注目されたのは、温室効果ガス排出量削減等の環境問題に重点を置く「ティール無所属（Teal Independents）」と呼ばれる候補者であり、7議席増やして10議席を獲得した。フライデンバーグ（Josh Frydenberg）財務大臣も、ヴィクトリア州Kooyong選挙区で「ティール」候補者（Monique Ryan）に敗れ、落選した。「ティール」とは、「暗緑色がかった青色」や鳥の「コガモ」を意味し、保守連合のイメージカラーの青、労働党の赤、緑の党の緑に対する意味で、さらに、総選挙をかき回す存在の意味でこのように呼ばれた。

5月23日、アルバニージー（Anthony Albanese）労働党党首が、総督（Governor-General）によって第31代首相に任命された。他の閣僚は、首相が翌24日に東京で開催される日米豪印首脳会合（QUAD Leaders' Meeting）に出席するため、23日に主要閣僚4名（雇用大臣（副首相）、外務大臣、財務大臣、金融大臣・女性大臣・法務総裁）が先に任命され、6月1日に全ての閣僚が確定した。閣僚は23名で、そのうち女性は10名（43.5%）であり、歴代内閣で最多である。

6月1日、アルバニージー首相は、選挙公約（気候変動対策、職場のセクシャルハラスメントや高齢者介護等への対応）を実行するため、行政組織の改編を発表した。2省の新設（雇用・職場関係省、気候変動・エネルギー・環境・水資源省）、2省の名称変更（保健省から保健・高齢者介護省へ、インフラストラクチャー・交通・地域開発・通信省からインフラストラクチャー・交通・地域開発・通信・芸術省へ）、既存省の所管分野の追加（内務省に、自然災害への対応と被害軽減策を担当させる。）等を内容とし、これらを定めた行政組織令は、7月1日に施行される。

また、総選挙のため約1か月半前倒しして3月29日に公表された2022-23連邦政府予算案（2022-23年度歳出予算法案）は、同日下院に提出されたが、4月11日、下院解散のため廃案となった。5月25日、チャルマーズ（Jim Chalmers）新財務大臣は、モリソン（Scott Morrison）前政権が生活費支援のため打ち出した、6か月間の燃料消費税半減等の措置を延長せず、先の予算案を詳細に調査し、非生産的で無駄な支出を経済的な効果が得られる分野に振り向ける意向であることを表明した。新しい2022-23年度予算案は、10月25日に公表予定である。

海外立法情報課・内海 和美

- <https://tallyroom.aec.gov.au/HouseDefault-27966.htm>
- <https://www.pmc.gov.au/sites/default/files/publications/ministry-list-20220601.pdf>
- <https://jimchalmers.org/latest-news/transcripts/politics-with-michelle-grattan-25-05-2022/>

## 【フィリピン】フィリピン退役軍人銀行法

第二次世界大戦後の1956年、日比賠償協定が締結されたのを機に、フィリピンでは、退役軍人銀行設立の構想が協議され、1963年6月18日に成立したフィリピン共和国法第3518号（An Act Creating the Philippine Veterans' Bank, and for Other Purposes: R.A. 3518）に基づき、フィリピン退役軍人銀行（Philippine Veterans Bank: PVB）が設立された。その後、1992年1月2日に成立した共和国法第7169号（An Act to Rehabilitate the Philippine Veterans Bank Created Republic Act No. 3518, Providing the Mechanisms Therefore, and for Other Purposes: R.A. 7169）に基づく再建を経て現在に至る。PVBは、設立当初から、第二次世界大戦中にフィリピン共和国及びアメリカ政府によって承認された軍部隊に従軍し、現在軍務から完全に退いた者、その配偶者（寡婦を含む）、遺児、相続人等に、資産運用益等の収益から費用を差し引いた年間純利益の20%を配分してきた。

2021年12月10日、PVBの改正憲章を規定し、共和国法第3518号を廃止する退役軍人銀行法（Philippine Veterans Bank Act: R.A. 11597）が成立した（2022年1月6日公布、同年1月21日施行、全32か条）。立法目的は、公共の利益に深く根ざしたPVBの効率的かつ効果的な再建を通じて、退役軍人、その配偶者等の生活及び所得創出プロジェクトに対する実質的な支援を行うことにより、社会経済的安定及び一般的幸福を促進することである（第2条）。

この法律では、これまで第二次世界大戦に従軍した者に限定されていた「退役軍人」の定義が拡大され、第二次世界大戦後の退役軍人及びフィリピン国軍（Armed Forces of the Philippines: AFP）退職者も保障の対象とされる。両者はPVBの株式を購入した後、この法律に基づく給付及び特権を享受する（第6条）。第二次世界大戦後の退役軍人及びAFP退職者の持ち株が、第二次世界大戦の退役軍人、その配偶者等の持ち株を上回った場合、第二次世界大戦退役軍人評議会（Board of Trustees of the Veterans of World War II）は、退役軍人評議会（Board of Trustees of Veterans）に改組される（第24条）。また、PVB以外の全ての銀行及びフィリピンで営業許可を受けている外国銀行の名称又はその一部に「退役軍人」という語が含まれる場合、その使用を禁止される（第26条）。

PVBは、政府系金融機関として政府資金の預託を受ける権限を有する（第28条）とともに、この法律が成立した日から民間商業銀行として登録され、事業を行い、運営されることが正式に許可される（第29条）。民間商業銀行に対してフィリピン中央銀行（Bangko Sentral ng Pilipinas）が規定した最低資本金に合致させるため、PVBの資本金を1億フィリピンペソ（1フィリピンペソは約2.4円）から100億ペソに引き上げる（第5条(a)）。また、普通株式の過半数がこの法律において規定される退役軍人によって保有されることを要件に、退役軍人以外の者も株式を取得することができる（同条(b)）。

海外立法情報課・日野 智豪

- <https://mirror.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/12dec/20211210-RA-11597-RRD.pdf>
- [https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1963/ra\\_3518\\_1963.html](https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1963/ra_3518_1963.html)
- [https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1992/ra\\_7169\\_1992.html](https://lawphil.net/statutes/repacts/ra1992/ra_7169_1992.html)